

提出日：西暦 2014年2月17日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：関根 麻美子

研修テーマ	法律事務所職員研修
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知弁護士会館5Fホール
受講期間	2013年2月17日 13:30～15:30
研修内容	民事保全について
研修の成果 及び感想	<p>名古屋第一法律事務所 事務職員 岩本 学さんの講義。</p> <p>○民事保全とは</p> <ul style="list-style-type: none">◆民事保全とは、争いがおこり裁判を経て強制執行に至るまでの間に、債務者が財産を処分したりしないように、おさえてしまうこと。◆民事保全制度の特徴としては、①簡易迅速であること(無審尋など)、②密行性(決定正本の債務者送達前の執行)、③担保の必要性(債務者の損害を保証)、④附従性(本案に付随する仮手続き)の4つである。◆民事保全の種類としては、①仮差押(債権仮差押、不動産仮差押、動産仮差押)、②係争物に関する仮処分(不動産処分禁止の仮処分、不動産占有移転禁止の仮処分)、③仮の地位を定める仮処分がある。◆各保全手続きは、速やかに行われるが、仮の地位を定める仮処分の未例外的に双方を呼んでお互いの意見を聞いて判断される。 <p>○民事保全手続き</p> <ul style="list-style-type: none">◆民事保全手続きは基本的に本案の管轄裁判所へ申し立てる。◆手続きの流れとしては、申立書の提出→担保の提供→立担保の証明→保全命令発令といった流れになる。◆事務員としては、申立書に添付する目録を用意できると良い。◆担保の金額が決まると裁判所から連絡が来る。連絡を受けてから5日以

	<p>内に担保を用意しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保全の決定が出た後、不動産と債権の仮差押、不動産処分禁止の仮処分については裁判所書記官により執行手続きが行われるが、動産仮差押、占有権移転禁止の仮処分については債権者が執行官へ執行申し立てを行う。 ◆債権者は決定に対して、意義や取り消しを申し立てることができる。 ◆債権者はいつでも債務者の同意なしで取下げが可能。 ◆本案が終結し、担保取り消しされた場合、保全事件は終了。 <p>○研修を終えて</p> <p>以前に一度仮差押の事務をさせていただいた際には、良く分からないまま、裁判所の方にいろいろと教えていただきながら実務をさせていただきましたが、今回の研修でどういうことをしていたのかがよくわかりました。また、実務をすることがあったら、今回の研修を生かしていきたいと思います。</p>
添付資料	レジュメ
受講者	関根